本号で公布された法令のあらまし

◇水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第一号）（環境省）

一　水質汚濁防止法施行令の一部改正関係

水質汚濁防止法第二条第二項第二号の政令で定める項目を、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めることとした。（第三条関係）

二　建築基準法施行令の一部改正関係

建築基準法第三一条第二項及び第三六条の政令で定める技術的基準を、「大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三、〇〇〇個」から「大腸菌数が、一ミリリットルにつき八〇〇コロニー形成単位」に改めることとした。（第三二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（国土交通省）

1　公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準に変更することとした。（第六条関係）

2　特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る排水基準を強化することとした。（第九条の四関係）

3　公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件を緩和することとした。（第一五条及び第一五条の三関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第三号）（厚生労働省）

1　介護療養型医療施設を経営する事業を社会福祉を目的とする事業から削除することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第一号

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十号）第二条第二項第二号並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項及び第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第一条　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第二号中「大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三千個」を「大腸菌数が、一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第八条（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項及び第十二条の十一第一項第二号（これらの規定を同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十二条（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　大腸菌数　一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下

第六条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第九条の四第一項中「それぞれ」を削り、同項第五号中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。